

第25期 事業報告

〔 自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

「中期事業計画（平成27年度～29年度）」の最終年度となる第25期は、B-SATとして不変の使命である第1の基本使命「いつでも、どのような状況の中でも、視聴者の皆さまにBS放送を継続してお届けすること」を将来にわたり果たし続けるための衛星運用体制を盤石にする1年であり、また第2の基本使命「BS放送のさらなる発展・進化に尽力すること」に対しても、平成30年の新4K8K衛星放送の開始とその後の普及・発展への礎を築く重要な1年でした。2つの基本使命を果たすうえで、今後の要石（コーナーストーン）となるのが、第22期に調達を開始し今期打ち上げに成功したBSAT-4aになります。

当社の第1の基本使命であるBS放送の安定継続確保に関しては、川口衛星管制センターなど現行拠点の強靱化や、現行拠点の機能喪失時の非常事態への対応としてバックアップ機能の確保に、アップリンクについては、主局（渋谷）、副局（菖蒲）に加え、君津に緊急局を整備し、BS放送の安定継続確保に取り組んで来ました。そのような中、平成29年4月12日午前3時2分ごろから3時11分ごろにかけて、運用中の放送衛星BSAT-3cでOBCリセットによる姿勢異常が発生し、BSAT-3aへ9chと13chを、BSAT-3bへ1chと19chを切り替えましたが、この間4分58秒から6分51秒の停波が発生しました。当社としては、外的要因（宇宙環境）に起因する一過性の放送事故とはいえ、放送中のBS放送を視聴者の皆さまにお届け続けられなかった結果を重大かつ深刻に受け止め、その発生原因の調査から対策の検討まで製造メーカーと共に徹底して行い、BSAT-3cへの対策措置を11月中に、さらに同一原因により障害の起こる可能性のあるBSAT-3a,3bについても同様の措置を12月に行いました。この措置を実施したことで、OBCリセットによる姿勢変動と、それによる放送障害については将来的に防止する事が出来たと考えています。

一方、第1の基本使命とともに、BS放送のさらなる発展への尽力という第2の基本使命の達成にも大きな役割を果たす放送衛星BSAT-4aを、平成29年9月30日に仏領ギアナより打ち上げ、平成29年11月16日に無事引き取ることが出来ました。軌道上試験におきましてもBSAT-4aは十分な性能を示し、順調な運用状態にあります。また、BSAT-4a用地上管制設備の整備についても、BSAT-4aの引き取りまでに設備整備を終

え、BSAT-4a の引き取りと同時に設備の運用を開始しました。

平成 30 年 12 月に開始される新 4K8K 衛星放送に先駆け、BSAT-3b の BS17 チャンネルの衛星基幹放送試験局を利用して行われている 4K・8K 試験放送については順調に実施されており、平成 30 年 7 月 23 日の放送終了まで継続して行われる予定です。既に日本放送協会（NHK）を含む放送事業者 10 社に新 4K8K 衛星放送の業務認定が行われていますが、右旋チャンネルの 2 つのチャンネルを利用して行われる 4K 放送 6 番組、左旋チャンネルの 3 つの新たなチャンネルを利用して行われる NHK の 8K 放送と 4K 放送 4 番組の開始に向けてアップリンク設備の整備を整備計画に沿って実施しました。平成 29 年 12 月には菖蒲第 6 局舎が竣工し、平成 30 年 3 月末までに菖蒲第 6 局舎の電源設備の整備を完了しました。

なお、BSAT-4a 衛星の予備衛星である BSAT-4b について、昨今の新 4K8K 衛星放送への期待に応え、衛星インフラ基盤を盤石にし、将来に渡る BS 放送の安定的継続確保につなげるため、2020 年 6 月の打ち上げを目指し、平成 30 年 3 月 24 日に米国スペース・システムズ・ロラール社（SSL 社）との間で放送衛星 BSAT-4b の売買契約を締結しました。

当社が 2 つの基本使命の遂行を中心に事業を運営していくうえで、業務の適正確保と企業倫理の確立は必須かつ当然のベースです。このような基本認識をもって、必要なルールの整備とその確実な実行の徹底とともに、それを担保する体制を整備・運用しました。併せて、事業の円滑な運営のために、BS 放送を担うパートナーである認定基幹放送事業者の方々との緊密な連携・協力や意思疎通に努めました。

第 25 期事業計画と一体である収支計画の執行に当たっては、収支両面で経営努力を尽くしました結果、平成 30 年 1 月から実施されている右旋円偏波における帯域再編以降 4K 放送開始までの間、減収の期間が生じるものの、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益とも計画を上回る事が出来ました。

以上により、第 1 の基本使命を改めて深く胸に刻むことになった放送事故への再発防止策の実施、新たな衛星の打ち上げと運用開始、4K 放送のための帯域再編の開始など、近年にない業務がいくつも重なることとなりましたが、第 25 期の事業全体を滞りなく遂行し、基幹放送局提供事業者としての使命と役割を果たしたと考えます。具体的には、以下のとおりです

（放送衛星 BSAT-4a の調達）

12GHz 帯の右旋チャンネルに加え左旋チャンネルを搭載した BSAT-4a は BSAT-3a の後継衛星であるとともに、平成 30 年に開始される新 4K8K 衛星放送を支えていく衛星として、平成 29 年 9 月 30 日に仏領ギアナのギアナスペースセンタ

一からアリアン5型ロケットによって打ち上げられました。打ち上げ後、軌道上試験により技術的要件をすべて満たしていることが確認され、平成29年11月16日に東経110度の静止軌道上にて引取りを行いました。それ以降、衛星管制センターにおける訓練等を経て、平成30年2月1日にBSAT-3bで放送していた4K・8K試験放送をBSAT-4aに切り替え、実運用に入りました。

#### (BSAT-4a 用地上管制設備の整備)

第23期に整備に着手したBSAT-4a用地上管制設備については、送受信設備の調整・試験を行うとともに遠隔制御設備の結合・総合試験のほか、衛星管制システムのソフトウェアの調整・試験を終了しました。平成29年7月に設備整備を完了し、BSAT-4aの引き取りに合わせて運用を開始しました。

#### (新4K8K衛星放送に向けた取り組み)

平成28年9月、当社に4K・8K実用放送(新4K8K衛星放送)に係る衛星基幹放送局の予備免許が交付され、平成29年1月、NHKなど放送事業者10社に4K・8K実用放送の業務認定が行われました。平成30年12月から右旋チャンネルでは二つのチャンネルを利用して4K放送が6番組、左旋チャンネルでは三つの新たなチャンネルを利用してNHKの8K放送のほか4K放送が4番組開始されることになっています。このため、平成30年12月の放送開始を目指し、アップリンク設備について設備整備計画に沿って、確実かつ効率的な整備を進めてきました。各放送事業者から渋谷のNHK放送センター内のB-SATアップリンクセンターに回線を通じて送られた番組が新4K8K衛星放送として送信されることから、4K・8K放送開始前技術連絡会を立ち上げ、B-SAT設備と放送事業者設備のインターフェースについて説明会を開催しました。また、関係機関が連携した新4K8K衛星放送開始に向けた各種の活動に参加しました。

併せて、新4K8K衛星放送サービスに係る契約約款・料金表の制定に向けた検討を行いました。その内容を構成する主要事項について、検討の各段階において、業務認定を受けた認定基幹放送事業者の方々に説明を行いました。

なお、空きとなった帯域が4K放送で利用されることになる右旋円偏波の帯域再編について、当社は全ての作業に関わることから、当期中に行われた帯域削減作業の円滑な実施に向けて、主体的に取り組みました。

#### (災害対策)

東日本大震災(平成23年3月11日)以降、現行拠点(衛星管制センターおよびアップリンクセンター)の強靱化を図ってきましたが、当期も首都圏直下型大地震を想定した「初動対応訓練」、「自家発切替訓練」、君津局への「迂回移動訓練」および「君津局単独運用準備訓練」等を実施しました。また、「車載型地球局」についても、緊急時の対応に備え定期的な訓練を実施しました。

さらに、認定基幹放送事業者の方々から当社までのプログラム回線の災害時のバックアップ方法について、引き続き、認定基幹放送事業者の方々への支援を行いました。

#### (バックアップ体制の確保)

アップリンクについては、主局・副局の2局体制に加え、君津緊急局によるバックアップにより盤石な体制を構築しています。4月中旬から12月中旬を緊急局運用シーズンと位置づけ、この間、3局体制で同時集中豪雨等の非常事態にもアップリンクの継続を確保しています。そのために、シーズン前後の総合的な電気特性点検に加え、毎月の保守点検や日常点検を行いました。

衛星管制については、川口・君津とも機能を喪失した際には、ロッキード・マーチン社ウララ管制局から衛星管制を行う緊急バックアップサービス契約を締結しており、万一の事態に際して迅速に対応できるよう運用訓練を継続して実施しました。

#### (衛星管制業務)

放送衛星 BSAT-3a,3b,3c 及び BSAT-4a の4機による運用を行っています。この体制において、万一の衛星障害発生時に、切り替えが最短に行える手順を確立しています。また、種々の衛星障害事象を設定した衛星シミュレータでの訓練を定期的に変更しました。

そのような中で、平成29年4月12日、運用中の放送衛星 BSAT-3c で姿勢異常が発生し、送信衛星を順次 BSAT-3a,3b に切り替えて、5分から7分間の停波後、放送は復旧しました。今回の事象については衛星メーカーと共に発生原因から対策の検討まで綿密に行い、同一設計の BSAT-3a,3b も含め同様の障害が発生しないよう12月までに BSAT-3a,3b,3c の3衛星に対して対策措置を講じました。

BSAT-3c ではスカパーJSAT社から当社が受託して行っているCS持分の管制を遂行しました。また、スカパーJSAT社との連絡訓練などを定期的に変更しました。

また、スペースデブリ対策として、スペースデブリが衛星に接近し衝突する可能性を把握し、必要に応じて衝突回避のための軌道制御を行う体制を整えています。

#### (アップリンク運用業務)

認定基幹放送事業者(21社)が制作するハイビジョン放送28番組、標準テレビ放送1番組、データ放送1番組、音声放送1番組と、4K・8K試験放送1系統のアップリンクを行っています。バックアップ用を含めて渋谷では13基、菟野では12基のパラボラアンテナが稼働していますが、いずれも安定な運用を継続しました。

また、当社が集配信を行っているEPG(電子番組表)についても、安定に集配信を継続しました。

#### (受信モニター局の整備)

BS 放送のサービスエリア内の受信状況のチェックとその品質の確保を目的に、第 20 期（平成 24 年度）より第 24 期（平成 28 年度）までに 8 か所（与那国島、沖縄本島、対馬、南大東、東京、小笠原父島、釧路、稚内）の整備が完了しました。これら 8 か所の受信データにより、衛星からの電波がサービスエリア内に正常に届けられていることを確認しています。また、これらの受信モニター局を利用して平成 29 年 9 月 30 日に打ち上げられた BSAT-4a の受信エリアの確認を行い、搭載アンテナの最終調整の確認を行いました。

#### （衛星周波数等に関する国際対応）

当社は、東経 110 度において使用する周波数の権益の維持と新たな周波数の確保のために国際的な活動を行っています。今期は 5 月に日露主管庁衛星調整会議、12 月に日米主管庁衛星調整会議に出席し、周波数調整を行いました。また、BSAT-4a の打ち上げに伴い国際電気通信連合（ITU）に対して、衛星を保有して実際に周波数を利用していることを示す真正性証明の申請を行っています。

2019 年世界無線通信会議（WRC-19）に向けた活動として ITU-R WP4A（周波数・軌道の有効利用）、WP4B（衛星システム）の各検討会議およびアジア太平洋通信共同体 WRC 準備会合に参加しました。

#### （認定基幹放送事業者の方々との連携強化）

日常及び緊急時における緊密な連携を図るため、「B-SAT 連絡会」を月に 1 回開催したほか、当社の全常勤役員が出席し事業概要について説明を行う「B-SAT 連絡会・総会」についても、平成 29 年 7 月 21 日に開催しました。

#### （広報活動）

当社の事業が関係者の方々にとどまらず視聴者の皆さまからも、より理解され支持されるよう、ホームページを中心に社外広報を行いました。

#### （次期「中期事業計画（2018～2020 年度）」の検討と策定）

今後の衛星計画など BS 放送の安定運用と新 4K8K 衛星放送の普及・発展に向けた取り組みを中心とする事業展開と併せて、そのベースとなる今後の経営見通しや業務体制のあり方などについて検討を行い、これらを内容とする次期「中期事業計画（2018～2020 年度）」を策定しました。

#### （業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当社の基本的な執行機関としての取締役会は、取締役 13 名（うち、社外取締役 9 名）で構成されています。取締役のほか監査役 3 名（全員が社外監査役）が出席する取締役会（会議）では、経営の重要事項の審議・議決とともに、事業の運営・執行状況の報告が行われました。取締役会において社外取締役は、相対的に独立した立場か

ら、議決に加わり経営に対する責任を担う一方、意見や質疑により経営についての実質的な監視・監督機能を果たしました。

監査役会は、後記のモニタリングと連携しつつ、期中・期末の業務監査および会計監査人を通じての会計監査により、経営に対する直接的な監視を行いました。これに加えて常勤監査役は、役員会等の社内重要会議に出席し、必要に応じて所見を述べるとともに、社長のほか常勤取締役から業務執行やコンプライアンスの状況について聴取や意見交換をするなど、日常的に経営に対する監視を行いました。

このほか、業務の指揮命令系統から独立したモニタリングチームによる定期的なモニタリングにより、適正経理の観点を中心に法令、社内規定の遵守状況についてきめ細かなチェックを行いました。その結果、指摘事項はなく、適正経理を中心としたコンプライアンス上の問題はないことが実証されました。

以上のとおり、後記の「業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）に基づき、これを着実に具体化し、実行しました。

#### （売上高等の状況）

以上の結果、当期における売上高等の状況は以下のとおりです。

当期の売上高は120億1,010万円となりました。内訳は基幹放送局提供収入82億7,978万円、アップリンク・EPG受託収入36億5,032万円、管制・運用業務受託収入8,000万円です。これから売上原価79億2,404万円を差し引いた売上総利益金額は40億8,605万円となり、これから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益金額は34億9,678万円となりました。さらに営業外損益を加減しました経常利益金額は26億7,196万円となり、今期特別損益の発生がありませんでしたので、税引前当期純利益金額は同額の26億7,196万円となりました。法人税、住民税及び事業税は8億7,770万円、法人税等調整額は△4,612万円となり、この結果、当期純利益金額は18億4,038万円となりました。

#### （2）対処すべき課題

引き続き、2つの基本使命を果たすために、放送衛星の安定運用によるBS放送の継続確保に最大限努める一方、平成30年12月開始予定の新4K8K衛星放送の円滑な放送開始とその後の普及に万全の体制で積極的に貢献していくこと、が第1の目標です。

第1の目標に向けてBSAT-4bの調達作業を進めるとともに、事業展開のベースとして堅調・健全な経営状況を継続していくこと、が第2の目標です。

以上を経営課題として、その達成のために適切に対処し、BS放送と当社の発展につなげていきます。

#### （3）設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は、85億8,309万円となりました。設備投

資額の主な内容としましては、衛星管制関係や放送衛星の調達で 68 億 8,277 万円、アップリンク関係等で 17 億 32 万円になります。

(4) 資金調達の状況

当期における資金調達状況は、以下のとおりです。

みずほ銀行等の金融機関からの長期借入金

借入額 5,000 百万円

返済額 4,120 百万円

(5) 事業譲渡・吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得の状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位 千円)

区 分	第 22 期 (平成 26 年度)	第 23 期 (平成 27 年度)	第 24 期 (平成 28 年度)	第 25 期 平成 29 年度 当期
売上高	13,012,926	11,775,233	11,994,157	12,010,104
営業利益	4,090,472	2,745,353	3,231,228	3,496,786
経常利益	3,210,134	1,810,323	2,522,285	2,671,967
当期純利益	2,040,233	1,193,514	1,739,241	1,840,382
1 株当たり 当期純利益	6,800 円 77 銭	3,978 円 38 銭	5,797 円 47 銭	6,134 円 60 銭
総資産	61,848,737	59,232,880	60,463,911	62,420,483
純資産	26,139,937	26,740,156	28,217,381	29,782,530

(10) 主要な事業内容

事業	主要な業務内容
放送衛星の調達	次期放送衛星の調達及び衛星関連設備の調達を行っています。
放送衛星の管制及び管理事業	BSAT-3a・3b・3c・4a の計 4 機の衛星の軌道・姿勢制御や衛星の状態監視・制御を行っています。
基幹放送局提供事業	BSAT-3a・3b・3c・4a の 4 機運用による基幹放送局提供事業者として BS 放送サービス業務を行っています。
アップリンク業務	アップリンク業務、全局 EPG(電子番組表)用の SI 集配信業務を行っています。
国際対応及び研究業務	BS 放送の重要性がますます高まる中で、将来を見据えた放送衛星システムの調査研究を行っています。

(11) 主要な事業所等

名称	所在地
本社	東京都
衛星管制センター	埼玉県

(12) 従業員の状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期末比増減
75 名	1 名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 借入先

借入先	借入額
みずほ銀行	14,140 百万円
三井住友銀行	6,415 百万円
日本政策投資銀行	6,026 百万円
三菱東京UFJ銀行	2,698 百万円
合計	29,280 百万円

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式数

320,000株

### (2) 発行済株式総数

300,000株

### (3) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本放送協会	149,994株	49.99%
(株)WOWOW	58,901株	19.63%
(株)東京放送ホールディングス	16,901株	5.63%
(株)テレビ朝日ホールディングス	16,901株	5.63%
(株)BS 日本	15,675株	5.22%
(株)ビーエスフジ	15,675株	5.22%
(株)BS ジャパン	15,675株	5.22%
(株)みずほ銀行	4,006株	1.33%
(株)三井住友銀行	1,809株	0.60%
日本テレビ放送網(株)	1,226株	0.40%
(株)フジ・メディア・ホールディングス	1,226株	0.40%
(株)テレビ東京	1,226株	0.40%

### 3. 会社の役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	担当	氏名	他の法人の代表状況等又は重要な兼職の状況
代表取締役社長		矢橋 隆	
取締役		猪狩 尚人	
取締役		野尻 利彦	
取締役		平林 洋志	
取締役（非常勤）	社外取締役	竹田 良治	NHK 経理局長
取締役（非常勤）	社外取締役	阿部 浩二	NHK 経営企画局専任局長
取締役（非常勤）	社外取締役	春口 篤	NHK 技術局長・副技師長
取締役（非常勤）	社外取締役	橋本 元	㈱WOWOW 専務取締役経営戦略担当
取締役（非常勤）	社外取締役	坂田 進恒	㈱WOWOW 常務取締役技術担当
取締役（非常勤）	社外取締役	樋口 正史	㈱BS 日本技術局長
取締役（非常勤）	社外取締役	水谷 芳信	㈱ビーエスフジ取締役
取締役（非常勤）	社外取締役	竹之内 源市	㈱BS ジャパン常務取締役（管理担当兼 技術担当 兼 経営企画担当補佐 兼 管理局长）
取締役（非常勤）	社外取締役	芦田 健	㈱みずほ銀行執行役員営業第十八部長
監査役	社外監査役	相原 和博	
監査役（非常勤）	社外監査役	後藤 則幸	NHK 関連事業局専任部長
監査役（非常勤）	社外監査役	佐藤 和仁	㈱WOWOW 専務取締役 IR 経理、人事総務、リスクコンプライアンス担当

#### 注1 当年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 63百万円（うち社外取締役 一百万円）  
 監査役 12百万円（うち社外監査役 12百万円）  
 合 計 76百万円

#### 注2 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

平成29年6月29日開催の定時株主総会において、矢橋隆氏、佐藤光利氏、野尻利彦氏、野口悟氏、竹田良治氏、近藤宏氏、春口篤氏、橋本元氏、坂田進恒氏、樋口正史氏、大谷博俊氏、船木隆氏、酒井秀晃氏が取締役を辞任しました。同株主総会において、矢橋隆氏、猪狩尚人氏、野尻利彦氏、平林洋志氏、竹田良治氏、阿部浩二氏、

春口篤氏、橋本元氏、坂田進恒氏、樋口正史氏、水谷芳信氏、竹之内源市氏、芦田健氏が取締役を選任され、それぞれ就任しました。また、平成 29 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において、門間幸喜氏が監査役を辞任し、後藤則幸氏が監査役を選任され、就任しました。

注 3 当該事業年度中に辞任した取締役、監査役

平成 29 年 6 月 29 日開催の定時株主総会終結の日の翌日以降に在任していた取締役及び監査役で当該事業年度中に辞任した者は、ありません。また、当該事業年度における取締役の地位・担当の変更は、ありません。

注 4 社外役員に関する事項

各社外取締役は、その在任期間において当該事業年度開催の取締役会の毎回、又はほぼ毎回出席し、主に会社経営者の観点から、議案・審議等に関する助言・提言を行っております。また、各社外監査役は、その在任期間において当該事業年度開催の取締役会、監査役会の毎回、又はほぼ毎回出席し、経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等に関する助言・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等

公認会計士法第 2 条第 1 項の業務に関する報酬	7 百万円
上記の業務以外の報酬	- 百万円
合計	7 百万円

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査体制、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が、会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。

## 5. 業務の適正を確保するための体制について

当社では、業務の適正を確保するための体制として、第98回取締役会(平成18年6月8日)における決議を、平成27年の会社法改正を踏まえて、第164回取締役会(平成27年9月18日)において、さらに充実・強化する内容の新決議を行い、以後、これを適用しています。新決議は、以下のとおりです。

### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、使用人を含めた行動規範として、倫理と行動に関する指針を定め、この遵守を図る。
- (2) 取締役会については、「取締役会規則」が定められており、その適切な運営に努める。
- (3) 社長、常勤取締役、常勤監査役、執行役員および社長が指名する使用人(以下「常勤役員等」という。)で構成する役員会については「役員会規則」が定められており、定例で開催するほか、必要に応じて随時開催し、常勤役員等との意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為の未然防止を図る。
- (4) 監査役は、取締役の職務執行、経営機能に対する業務監査の強化を図る。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、役員会議事録および取締役の職務の執行に係る情報については、関連資料とともに、担当部または担当センターにおいて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の業務執行に係るリスクとして、次のリスクを認識する。
  - ①衛星放送サービスの停止
  - ②大震災などに対する危機管理
  - ③衛星調達における資金および納期の確保
- (2) 上記①～③のリスク管理はリスクマネジメント委員会とし、危機管理マニュアルを基本とする。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定例で開催し業務執行の基本方針など必要な決定をするほか、常勤役員等で構成する役員会を定例および必要に応じ適宜臨時に開催し、業務運営のその他重要事項を審議・決定する。

- (2) 取締役会、役員会の決定に基づく業務執行のそれぞれ責任者およびその責任、執行手続きについては、組織規程に定める。
  - (3) 常勤取締役、常勤監査役、執行役員、室長、センター長および部長で構成されるポスト長会を定例で開催し、必要な情報の共有化を図る。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 倫理と行動に関する指針を定め、この遵守を図る。
  - (2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく役員会に報告するものとする。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するための体制
- (1) 監査役職務は、総務部員（総務部長を含む。以下同じ。）が補助する。
  - (2) 監査役より職務の執行に必要な命令を受けた総務部員は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けない。
  - (3) 総務部員は、監査役の命令を受けてその職務を補助したことを理由とする不利な取り扱いを受けない。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項および法令または定款に違反する重大な事実について、監査役にその都度報告するものとする。
  - (2) 監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
  - (3) 監査役は、社長、取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。
8. 監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に報告・相談を行った取締役および従業員は、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取り扱いを受けない。
9. 監査役職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針
- 監査役職務の執行に必要と認められる費用については、あらかじめ予算計上するものとし、当社が負担する。